

ホームヘルパーを 利用していただくために

ホームヘルパーの役割

利用者の方が、安心して日常生活が送られるよう、自立支援を目的にお世話をいたします。できることはご本人に、できないところをヘルパーがお手伝いいたします

ホームヘルパーの仕事

◇ **身体介護** 利用者本人の、身体に関する次のお世話をします

食事介助・入浴介助・排泄介助・衣服の着脱介助・
身体の清拭・体位変換・服薬管理の支援・通院(市内)・
買物などの介助、等



◇ **家事援助**

① 調理

利用者のための食事の調理、配膳、食事の後片づけ、食品の管理を行います

⚠ 利用者以外の家族の調理は含まれません



② 洗濯

利用者の日常的な衣類の洗濯取り込み、整理などを行います

⚠ 利用者以外の家族の洗濯は含まれません



③ 掃除

利用者が日常生活で使用している居室、台所、トイレ、浴室などの掃除を行います



⚠ 日常生活で使用していない居室の掃除は行いません

⚠ 年末の大掃除(窓ガラス、換気扇、電気器具の掃除など)普段行わないような掃除は含まれません

④ 買物

日用品や食料品など生活必需品の買物を行います。買物に伴う金銭管理には十分注意し、常に利用者を確認を得ながら行います。(レシート等での釣銭の確認をお願いいたします)



⑤ 薬の受け取り等

病院などへの薬の受け取りや、市役所などへの事務的な手続きなどを行います。



◇ **相談助言** 日常生活での相談、助言を行います

ヘルパー業務に関してのご理解とご協力をお願いいたします

- ・ 医療行為、金融機関への預入・引出行為はできません。
- ・ ヘルパーに対するおもてなし行為(金品・飲食など)はご遠慮しています。
- ・ ご利用者様からの特定のヘルパー指名はできません。
- ・ 通院、買物などの付添介助にヘルパーの車は使用できません



【お問合せ先】

美濃加茂市社会福祉協議会

社協総合相談センター 訪問介護グループ

電話 0574—23—0711

